

滋賀県市町村職員研修センター職員の修学部分休業に関する条例

[平成 17 年 3 月 31 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 1 号]

改正	平成 18 年 2 月 17 日	条例第 1 号
	平成 20 年 2 月 29 日	条例第 5 号
	平成 21 年 3 月 31 日	条例第 4 号
	平成 22 年 11 月 30 日	条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項および第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第 2 条 修学部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲で、職員の修学のため必要とされる時間について、5 分を単位として行うものとする。

2 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等専門学校および大学
- (2) 学校教育法第 124 条の規定による専修学校
- (3) 学校教育法第 134 条の規定による各種学校

3 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める期間は、2 年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（平成 14 年条例第 5 号。以下「給与条例」という。）第 27 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料の月額（給料の調整額を含む。）ならびに地域手当、管理職手当および初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから給与条例第 26 条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額（以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）を減額して給与を支給する。

(修学部分休業の承認の取得事由)

第 4 条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認める

ときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、またはその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(給与条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に係る勤務1時間当たりの給与額)

2 給与条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第26条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(給与条例付則第4項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第26条に規定する規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

付 則 (平成18年2月17日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年2月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。